

橋本市告示第 145 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

橋本市長 平木 哲朗

名 称	大野西区南自治会
規約に定める目的	地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
区 域	橋本市高野口町大野 258-1 番地から大野 383 番地
主たる事務所	橋本市高野口町大野 375-1（自治会長宅）
代表者の氏名及び住所	赤井 英智 橋本市高野口町大野 375-1
裁判所による代表者の職務執行停止	無
裁判所による職務代行者の選任	無
代理人	無
解散の事由	・地方自治法第 260 条の 20 の規定 ・総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	令和 7 年 7 月 18 日